

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 3 号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成 2 0 年函館市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条の次に次の 1 条を加える。

（市長による食品等持続的供給法に係る公表）

第 5 0 条の 2 市長は、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

第 7 4 条第 3 項中「第 5 0 条」の後ろに「，第 5 0 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。